

## 実施計画審査意見書

平成14年10月9日付けで日産自動車株式会社代表取締役 カルロス ゴーンから提出があった（仮称）日産自動車株式会社先行開発センター建設事業に係る環境影響予測評価実施計画書に対する神奈川県環境影響評価条例第12条第1項の規定による審査結果は、別紙のとおりです。

平成15年4月8日

神奈川県知事 岡 崎 洋

(仮称) 日産自動車株式会社先行開発センター建設事業 (以下「本件事業」という。) は、日産自動車株式会社が、先行技術開発力を強化するため、厚木市森の里青山1番1号ほかの面積約 131,200 平方メートルの敷地 (以下「実施区域」という。) に、研究開発施設を整備しようとするものである。

実施区域は、住宅や学校、研究施設等が立地する厚木市の厚木森の里地区に位置しており、青山学院大学が校舎の敷地として使用していた土地である。また、実施区域は、厚木森の里地区内の学園研究施設地区に所在し、実施区域の周辺に高等学校、大学や企業の研究所が立地するほか、西側には、住宅地が広がっている。

本件事業は、青山学院大学の移転後その校舎の敷地であった土地にその改変を行うことなく新たに研究所を建設する事業であるが、既存の建物を順次解体しながら実験棟8棟等の建設を進めること、新設する建物の中には高さの高いものもあること、実施区域が学校に隣接するほか、実施区域西側の住宅地にはまとまって住宅が立地していること、通勤車両等により交通量の増大が見込まれることなどから、工事の実施や施設の供用による環境への影響が懸念される。

このような状況の中で、本件事業の環境影響予測評価実施計画書を審査したところ、その審査結果は以下のとおりである。

環境影響予測評価書案の作成に当たっては、これらの内容を十分に踏まえ、適切な対応を図る必要がある。

## 1 調査及び予測計画について

### (1) 廃棄物

ア 建設副産物の発生については、工事に伴い発生する廃棄物の量を予測としているが、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき再資源化等が求められるとともに、適正処理が必要であることから、再資源化や適正処理等を踏まえて予測及び評価を実施すること。

イ 施設の稼動に伴い発生する廃棄物については、本件事業の計画の状況、環境保全対策、処理・処分方法、減量化などを考慮し、類似施設の実績を踏まえて予測としているが、総量で年間 2,200 トンを超える各種廃棄物の発生が見込まれるとともに、再資源化の点では、一般塵芥や廃プラスチック類等の再利用が考慮されていないことから、排出自体の抑制や再資源化について十分に検討し、その結果を踏まえて予測及び評価を実施すること。

## (2) 景観

景観の調査及び予測地点は、主要な展望地点から4地点を選定するとしているが、地域住民の慣れ親しんだ景観の変化についても予測及び評価を実施することが適当であることから、実施区域西側の低層住宅地区内の適切な地点を調査及び予測地点として追加すること。

## 2 安全計画（交通）について

施設の供用に伴い発生する交通として従業員の通勤交通が最大で1日約1,000台、外来者の来所交通が最大で1日約300台見込まれるとしているが、これらが周辺道路の渋滞の誘因となることや周辺の交通安全に影響を及ぼすことが懸念されることから、従業員の通勤車両の削減についての考え方を明らかにするとともに、交通に係る計画については、周辺道路の交通や安全に及ぼす影響を軽減するよう配慮したものとすること。